

規 則

第1章 名誉理事長，相談役及び顧問

第1条 名誉理事長，相談役及び顧問を理事会の承認を得て置くことができる。ただし，名誉理事長及び相談役の任期を2年として，また顧問の契約期間を2年として，更新は理事会で決定する。

- 1) 名誉理事長は，理事長などを歴任した功労者で，本法人の活動に関し必要な助言を行う。
 - 2) 相談役は，本法人の活動に関し必要な助言を行う。
 - 3) 顧問は，法制，会計などの専門的見地から助言を行う。
2. 名誉理事長，相談役及び顧問は議決権をもたない。

第2章 名誉会員

第2条 (名誉会員)

名誉会員は，本法人に功績のあった者，または学識経験者などで，総会で推薦された者とし，本法人の活動に関し必要な助言を行う。

2. 名誉会員は議決権をもたない。
3. 名誉会員の有効期間は4年間とする。

第3章 賛助会員

第3条 賛助会員は，本法人の理念に賛同する個人または団体とする。

2. 賛助会員は議決権をもたない。
3. 賛助会員費は年間一口3千円とし，口数制限はない。なお，納入された賛助会員費は事由の如何を問わず返還しない。
4. 賛助会員の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。
5. 賛助会員として入会を希望する者は，本法人が制定した賛助会員申込書を理事長宛に提出するものとする。

第4章 機関誌購読会員

第4条 機関誌購読会員は，本法人の機関誌を購読するための会員とし，年間購読料を3千円とする。年途中の入会は入会時の機関誌発行予定残数で購読料を支払うものとし，機関誌発行1回につき800円とする。

2. 機関誌を複数冊必要とする場合には、会員領布に準じる。
3. 機関誌購読会員の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第5章 役員候補の選出

第5条 理事候補及び監事候補の有資格者は、12月31日現在の社員とする。

第6条 役員を選任は定款第24条及び第25条によるが、理事は第39条に定める各支部会につき、支部社員150名以下は2名を最低基準として、各支部の社員150名以上50人を越える毎に、1名を追加する。各支部の理事数は支部社員数に応じ、次を参考に選出する。

北海道支部	2名	東海支部	2名	中国支部	2名
東北支部	2名	北陸信越支部	2名	四国支部	2名
関東支部	5名	近畿支部	3名	九州沖縄支部	2名

2. 各支部から選出される理事候補の選出方法は無記名選挙により、前項に規定された人数を選出する。各支部から選出された理事候補は社員総会の承認を得て理事に就任する。また、支部長及び副支部長は理事会で追認する。理事任期中に欠員が生じた場合には、選挙による次点者を代行とする。ただし、次点者がなき場合は、あらためて臨時支部社員総会で第5条を満たす社員の中から候補を決定する。
3. 理事長が業務執行に必要と認める場合は理事会の承認を得て、各支部から選出される理事候補以外に社員から若干の理事候補を選任できる。ただし、理事の定数は定款第24条による。また、会期中における理事就任者の任期は定款第28条4)の補欠役員に準じる。

第7条 社員以外の理事候補は理事会にて選出する。

第8条 理事候補の届出は、文書にて事務局に提出する。

第9条 監事候補は理事会にて選出する。なお、監事は理事を兼任出来ない。

第6章 理事会

第10条 理事会の業務は定款第31条による。

第11条 理事が欠席の場合は他の理事に決議を委任するものとし、他の代理人の出席を認めない。

第12条 理事に欠員が生じた場合、理事会で最寄りの社員総会までの代行を決定できる。

第13条 理事代行は最寄りの社員総会にて承認後補欠役員となる。

理事会での議決権は理事代行にはなく、補欠役員はこれを有する。

第14条 理事長は議事録作成のために理事の中から議事録担当者を2名指名する。

2. 理事会議事録の作成は、定款第34条による。

第15条 事務局長は理事会に出席できる。

第16条 臨時理事会のうち継続審議中で議決を急務とする議案については文書理事会によって決議することができる。

第7章 常務理事会

第17条 常務理事会の業務は定款第27条による。

第18条 常務理事は第24条に基づく委員会委員長が就任するものとし、必要に応じ、理事会でその他理事から常務理事を追加できる。

第19条 常務理事会は案件の審議に関し、理事に文書で意見照会を行うことができる。

第20条 常務理事会は第6章の理事会規則を準用する。

第21条 常務理事会で議決した事項は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第22条 常務理事会議事録は作成後、議事録担当者及び理事長が記名押印し理事会に報告する。

第8章 専門部会

第23条 本法人は定款第39条1)に基づき専門部会を設置できるが、その設置及び運用などに関する必要事項は理事会が定める。

第9章 委員会

第24条 本法人には定款第39条1)に基づき、総務委員会、育成委員会、広報委員会（機関誌編集担当を含む）、販売倫理委員会及び事業委員会の5委員会を置く。

第25条 委員会には委員長、副委員長を置き、各委員長は常務理事となる。

2. 委員長は委員会を代表し委員会の運営及び活動を行う。

3. 委員長はこれを理事長が指名する。

4. 委員長は委員及び運営委員を指名できるが、決定は常務理事会とする。

5. 委員は理事から選出し、運営委員は理事以外から選出する。

第26条 委員会開催議事録は作成後、議事録担当者及び委員長が記名押印のうえ、本法人事務局に提出する。

第10章 支部及び支部会

第27条（支部会の組織）

本法人は定款第39条2)に基づく支部会を次のように定める。

- 1) 支部会は本法人の社員で組織する。
- 2) 支部の地域割は第35条による。
- 3) 各支部会は支部事務局をその地域内に置くことができる。
- 4) 各支部会は都道府県単位で県部会を設置し、それぞれに役員を置く。
県部会は北海道部会、東京都部会、大阪府部会及び京都府部会を含めるものとし、以下の規則の県部会は同様に解釈する。

第28条 (支部会の活動)

支部会は次にあげる活動を行う。

- 1) 本法人の掲げる目的の内、特に地域における活動を通じ医界との連携を強化し、又、地域の関係諸団体との連携を密にし、補聴器の普及をはかり難聴者に寄与する。
- 2) 社員の相互協力により技術の向上をはかる。
- 3) 本法人の行う事業に積極的に協力する。
- 4) 社員の親睦をはかり、必要な情報と意見の交換の場を設ける。
- 5) その他支部会活動に必要な事業を行う。

第29条 (支部会主催の講習会)

社員の資質向上のために支部会が行う講習会・研修会の受講料などについては支部会で独自に決定できる。

第30条 (支部会活動の記録/報告)

支部会活動の記録は日時、場所、出席者数、内容等の記録を残し、必要に応じて本法人事務局に提出する。

2. 支部社員総会及び臨時支部社員総会の議事録は議事録担当者及び支部長が記名押印の上、本法人事務局に提出する。

第31条 本法人事務局に提出されたものは、理事会に報告する。

第32条 (支部会経費/会計年度/事業年度)

支部会の運営に要する費用は本法人事務局から受領する支部会運営費による。

2. 会計は年度毎に行い、会計監査の後、法の期限内に本法人事務局に提出する。
3. 事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
4. 支部会運営費の使途については別に定める。

第33条 (支部役員)

支部役員に関する事項は次に定める。

- 1) 協会で定数を定めた支部長及び副支部長のほか、会計及び監事を定め、別に支部会活動に必要な支部役員を定めることができる。
- 2) 支部役員は支部社員の中から、支部社員によって選出する。
- 3) 支部長候補及び副支部長候補の選出は支部で決定する。
- 4) 支部長は支部会を代表し、支部会の運営と活動を行う。
- 5) 支部長は本法人事務局との連絡を密にし、本法人の方針及び動向を社員に周知するよう努める。

- 6) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 7) 支部役員任期は2期とするが、再任は妨げない。
- 8) 支部役員を選任又は変更した場合は速やかに本法人事務局に報告する。
- 9) 支部役員に「理事」の名称は使用しない。

第34条 (支部社員総会)

支部社員総会に関する事項は次に定める。

- 1) 支部社員総会は年に1回以上開催しなければならない。
- 2) 臨時支部社員総会の開催は定款第4章の社員総会を準用する。
- 3) 支部社員総会は社員総会の前に開催しなければならない。

第35条 (支部の地域割)

支部の地域割は次による。

- 1) 北海道支部 北海道
- 2) 東北支部 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島各県
- 3) 関東支部 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 山梨各県と東京都
- 4) 北陸信越支部 新潟, 富山, 石川, 福井, 長野各県
- 5) 東海支部 静岡, 愛知, 岐阜, 三重各県
- 6) 近畿支部 滋賀, 兵庫, 奈良, 和歌山各県と大阪府, 京都府
- 7) 中国支部 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口各県
- 8) 四国支部 香川, 徳島, 高知, 愛媛各県
- 9) 九州沖縄支部 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄各県

第11章 県部会

第36条 (県部会/組織)

第27条により県部会を置き、県部会役員を定める。

第37条 (県部会活動/記録)

県部会は支部会を補佐する。

第38条 県部会活動は第28条(支部会の活動)を準用する。

第39条 県部会活動は日時, 場所, 出席者数, 内容等の記録を残し, 必要に応じ支部長宛報告する。

第12章 事務局

第40条 事務局は本法人事務所に置く。

第41条 理事長は, 理事会の承認を得て事務局長を理事または常務理事に委嘱

することができる。

第42条 職員は理事長の委嘱により関連する団体の事務を兼務することができる。

第43条 職員は別に定める就業規則を遵守する。

第13章 附則

第44条（役員及び事務局の呼称）

役員呼称については本法人の役員呼称と区別するために、次の呼称を使用する。

本法人役員呼称	理事長 副理事長 専務理事 常務理事 理事 監事 役員以外（相談役、顧問、名誉理事長など）
支部役員呼称	支部長 副支部長 支部役員（支部会計など） 支部監事
県部会役員呼称	県部会長 副県部会長 県部会役員（県部会会計など） 県部会監事

2. 事務局の呼称は本法人事務局と区別するために、次の呼称を使用する。

本法人事務局	事務局
支部会事務局	支部事務局
県部会事務局	県部会事務局
委員会事務局	各委員会名を付して使用する。

なお、本法人以外の関連団体などの部会や委員会などに所属しその立場で、本法人に通達または連絡をする場合は、必ずその所属が判るように明記すること。

第45条（規則の改定）

規則の改定は理事会で決議する。

制定：平成15年 2月 3日
改定：平成16年 3月11日
改定：平成19年11月16日
改定：平成21年 4月22日